

# 第1章 計画の概要

# 1 計画改定の趣旨

本市では平成27年3月に「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画第6期計画」（以下、「第6期計画」といいます。）を策定しました。

市では、この第6期計画に基づき、地域包括支援センター（新座市では「高齢者相談センター※」）による地域包括ケアを強化するとともに、認知症ガイドブックの配布や徘徊模擬訓練の実施など、認知症高齢者を地域全体で支えるための取組や多職種連携協議体会議など在宅医療・介護連携等を進めてきました。

また、地域密着型サービスとしては、新たに定期巡回・随時訪問型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を整備するなど、安定的なサービス提供体制の基盤強化などを進めてきました。

また、平成29年4月より、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」といいます。）を開始し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援の充実に努めてきました。

しかしながら、今後も65歳以上の高齢者人口は増加し続け、併せて高齢者数の伸びを上回るペースで要支援・要介護認定者や認知症高齢者が増加していくことが予測されています。また、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加も見込まれることから、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、高齢者が身近な地域においてインフォーマルサポート※を含めて医療・介護・福祉等の様々なサービスを切れ目なく利用でき、在宅で安心して生活できる地域包括ケアシステム※の深化・推進が重要な課題となっています。

この計画は、以上のことを踏まえ、高齢者の生活全般にかかる課題に対応するための基本的政策目標とその実現のために取り組むべき施策を明らかにすることを目的に改定するものです。

---

※ 高齢者相談センター：介護保険法第115条の45に基づき設置する地域包括支援センターのことであり、新座市では、平成24年度から呼称を「高齢者相談センター」としました。地域包括ケアシステムの中核機関であり、①「介護予防ケアマネジメント」②「総合相談」③「権利擁護」④「包括的・継続的ケアマネジメント」などの機能を担います。

※ インフォーマルサポート：近隣や地域社会、ボランティア等が行うサービスのことをいいます。公的機関が行う制度に基づくサービス（フォーマルサービス）の対語として使われます。

※ 地域包括ケアシステム：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるシステムのことをいいます。

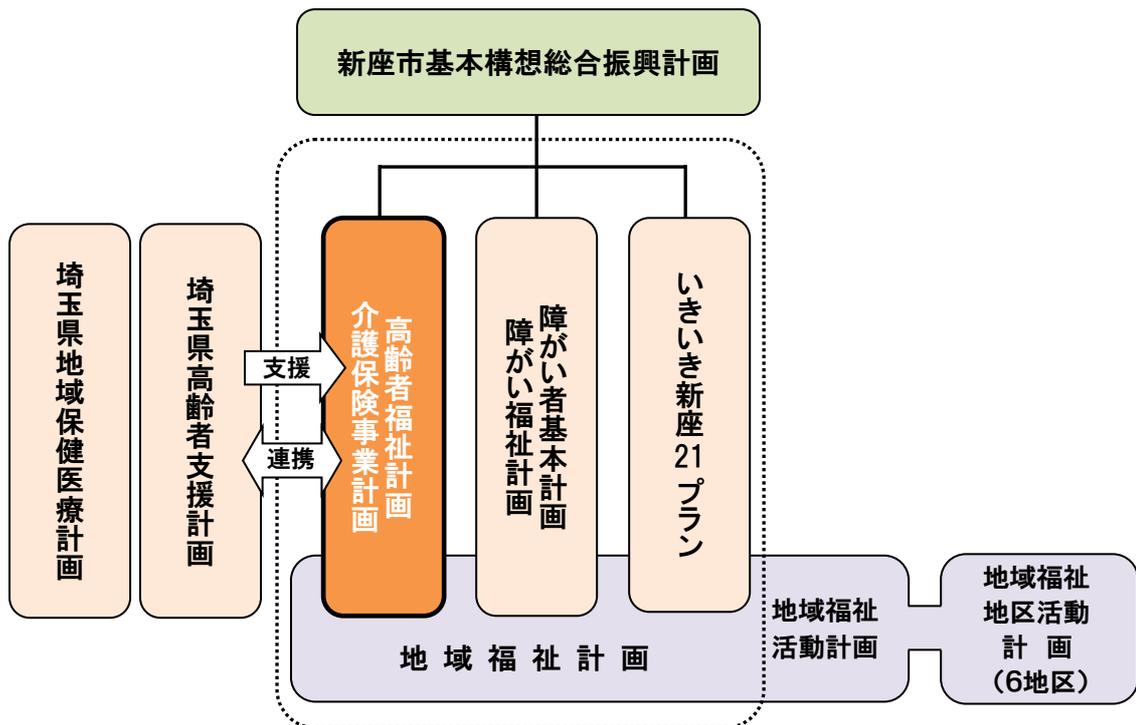
## 2 計画の性格及び位置付け

この計画は、医療・介護・福祉をはじめとする高齢者施策に関する総合計画として、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）及び介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の計画として策定するものであり、本市における介護保険制度の計画的・効果的な運営を規定するとともに、高齢者一般施策との調和を図りながら、すべての高齢者に対応した施策を展開するものです。

また、市の基本構想総合振興計画に基づき、地域福祉計画・地域福祉活動計画・地域福祉地区活動計画<sup>※</sup>、いきいき新座21プラン、障がい者基本計画及び障がい福祉計画等関連計画とも連動し、高齢者に関する総合的な施策推進を図るものです。

なお、埼玉県が策定する高齢者支援計画（介護保険事業支援計画）、地域保健医療計画との整合も図っています。

図 各計画の関連



<sup>※</sup> 本市では、市が策定する地域福祉計画と新座市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体の計画として策定しました。また、この計画を地域で推進するため、日常生活圏域に対応した市内6つの地域福祉圏域ごとに、地域住民等が主体となって地域福祉地区活動計画を策定しており、北部第一、北部第二、南部、東部第一及び東部第二地区において策定されています。

### 3 計画の期間

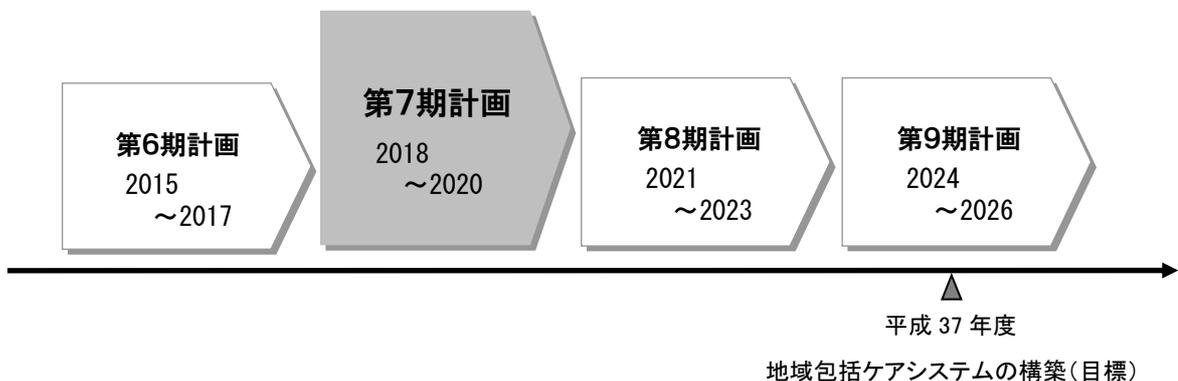
この計画は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年度とする、3年を一期とする計画です。

なお、この計画は、第6期計画で進めてきた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指し、これまでの方向性を継承しつつ、自立支援、介護予防・重度化防止、在宅医療・介護連携及び認知症施策の推進等の取組について、具体化していくための計画として位置付けられます。

#### 計画の期間

年度	平成 24年 2012年	25年 2013年	26年 2014年	27年 2015年	28年 2016年	29年 2017年	30年 2018年	31年 2019年	32年 2020年	
計画 期間	第5期計画 (平成24年度～平成26年度)			第6期計画 (平成27年度～平成29年度)			見直し	第7期計画 (平成30年度～平成32年度)		
	第4次新座市基本構想総合振興計画 (平成23年度～平成32年度)									
							第3次新座市地域福祉計画・ 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (平成29年度～平成33年度)		第5次新座市障がい者基本計画 (平成29年度～平成33年度)	第5期新座市障がい福祉計画 (平成30年度～平成32年度)
関連 計画							第2次いきいき新座21プラン (平成27年度～平成36年度)			

平成37年度（2025年度）を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進



## 4 計画の策定体制

この計画は、「新座市介護保険事業計画等推進委員会」の諮問・答申を経て策定しました。

また、策定に当たり、市内在住の65歳以上の市民（要介護1～5の認定を受けている方を除く）を対象に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、市内在住の要支援・要介護認定を受けている方<sup>\*</sup>とその主な介護者を対象に実施した「在宅介護実態調査」の結果、地域ケア会議や生活支援体制整備研究会から抽出された地域課題を踏まえ、高齢者の生活状況や生活支援ニーズなどを把握するとともに、幅広く市民の意見を反映させるため、公聴会及び計画素案に対する新座市パブリック・コメント手続条例に準じた意見募集を実施しました。

庁内の関係各課に対しては、第6期計画に位置付けた関連事業の進捗状況及び今後の方向性について調票調査・ヒアリングを行いました。

## 5 計画策定後の点検体制

この計画は、介護サービスに係る基盤整備や需給調整を果たす機能を有しているため、新座市介護保険事業計画等推進委員会において、事業の進捗状況を毎年度点検・評価を行います。

また、計画の達成状況については、自ら実績評価を行い、新たな取組につなげていくために、PDCAサイクルの適切な運用を図ります。

---

<sup>\*</sup> 要支援・要介護認定を受けている方：平成28年12月1日を基準日として、要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請及び区分変更申請をした方を抽出。